

■投票所一覧

投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	久慈保育園	第15投票区	長内市民センター	第29投票区	侍浜市民センター
第2投票区	保健センター (子育て支援センター)	第16投票区	防災センター	第30投票区	横沼公民館
第3投票区	田屋子供会館	第17投票区	二子公民館	第31投票区	麦生農村センター
第4投票区	中央市民センター久慈湊分館	第18投票区	○大川目市民センター	第32投票区	堀切ふれあいセンター
第5投票区	旭町公民館	第19投票区	大川目小学校	第33投票区	桑畑コミュニティセンター
第6投票区	久慈市マリンアリーナ (久慈市民体育館)	第20投票区	山口地区農業技術伝承館	第34投票区	○山根市民センター
第7投票区	久慈中学校	第21投票区	はなだて公民館	第35投票区	山形総合センター
第8投票区	○畑田保育園	第22投票区	高砂公民館	第36投票区	○霜畑地区コミュニティセンター (霜畑公民館)
第9投票区	川貫公民館	第23投票区	夏井市民センター	第37投票区	○小国地区多目的集会施設
第10投票区	日吉公民館	第24投票区	○夏井小学校	第38投票区	来内地区集落センター
第11投票区	岩瀬張公民館	第25投票区	○宇部市民センター	第39投票区	荷軽部地区集落センター
第12投票区	○小久慈市民センター	第26投票区	川原屋敷地区農村センター	第40投票区	日野沢公民館
第13投票区	久慈市文化財保管施設 (旧長内中学校)	第27投票区	久喜地区防災センター	第41投票区	○戸呂町地区集落センター
第14投票区	田高公民館	第28投票区	小袖漁村センター	第42投票区	つなぎ地区消防コミュニティセンター

※今回の選挙から投票所を再編しました。統合した投票所は○で示しています。新旧投票所の詳細は  広報くじ6月1日号か二次元バーコードを確認ください



第27回 参議院議員 通常選挙

7/20(日) 7時～18時

開市選挙管理委員会 ☎52-2111(内線472)

皆さんの一票には、日本の未来を創る力があります。進んで投票しましょう!

投票日と投票時間

投票日は7月20日、投票時間は全ての投票所で7時から18時となります。あなたの意見を反映する一票とするために進んで投票しましょう。

今回投票できる人

平成19年7月21日までに生まれた人で、令和7年7月2日現在、引き続き3か月以上久慈市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人です。

久慈市内で異動した場合

令和7年6月25日以降に住所異動の届け出をした人は、異動前の投票所で投票してください。

投票所は、郵送で届く投票所入場券で確認するか、市選挙管理委員会に問い合わせください。

久慈市に転入した場合

令和7年4月2日までに久慈市に転入の届け出をした人は投票できます。4月3日以降に転入の届け出をした人は、転入前の住所地での投票となります。

投票用紙の記入方法

選挙の種類	記入するもの
岩手県選出議員選挙	候補者の氏名
比例代表選出議員選挙	候補者の氏名または政党その他政治団体の名称

投票所入場券を忘れずに

今回投票できる皆さんには、投票所入場券を自宅に郵送します。入場券は、投票をスムーズに行うためのものです、自分が投票できる投票所も記載されています。投票区再編に伴い、自分の投票所が変更になっている場合がありますので、投票の際は、投票所を確認の上、忘れずにお持ちください。届いた入場券の内容に誤りがあるときや届いていないときは、早めに市選挙管理委員会に連絡ください。紛失した場合は、投票所の係員に紛失した旨を伝えてください。

期日前投票を利用ください

投票日に投票所に行くことができない人は、期日前

投票制度を利用ください

- ▼投票所：①久慈市役所1階第3会議室 ②山形総合センター1階研修室
- ▼期間：①7月4日(金)～7月19日(土) ②7月14日(月)～7月19日(土)
- ▼時間：①8時30分～20時 ②8時30分～19時

移動期日前投票所

投票区の再編に伴い、移動期日前投票所を開設します。移動期日前投票所の巡回場所と時刻については、二次元バーコードを確認ください。

久慈市マリンアリーナ 久慈市民体育館で即日開票

- ▼時間：20時(19時30分開場)
- ▼会場：久慈市マリンアリーナ
- ▼参観できる人：久慈市の選挙人名簿に登録されている人。参観を希望する人は、当日に会場で受付してください。



入院や出稼ぎ、船員などで長期不在の人は不在者投票を!

次のいずれかに該当する人は「不在者投票制度」をご利用ください。手続きには時間がかかりますので、早めに市選挙管理委員会に連絡ください。

【出稼ぎや進学などで市外に在住】

不在者投票用紙の請求書に必要事項を記入し、市選挙管理委員会に提出してください。(郵送可)

【病院や施設に入院、入所】

入院または入所している療養先の院長(施設長)を通じて不在者投票用紙を請求してください。指定病院・指定施設であれば療養先で投票できます。

【船員で不在】

指定港で不在者投票する場合は「選挙人名簿登録証明書」、「船員手帳」が必要です。投票の際は必ずお持ちください。

【郵便などで不在者投票できます】

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を交付されている人で、特定の障がいのある人または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便による不在者投票ができます。

【投票用紙のオンライン請求】

不在者投票の投票用紙は、マイナポータル「ぴったりサービス」から請求できます。申請には、電子証明書が記録されたマイナンバーカードとマイナンバー申請時のパスワードが必要になります。詳しくは市HPを確認ください。 